

くらしの法律救急箱

第81回 保証のギモン

保証人とはどのような立場ですか。連帯保証人とはどのように違いますか。

Q1

A1

保証人とは、債務者がお金を払わない場合に、その人に代わって支払う義務を負う人のことをいいます。連帯保証人も同様の義務を負いますが、保証人よりも責任が重いです。

まず、保証人の場合は、「まずは借りた本人に請求し、その資産から回収してほしい」と言える（催告・検索の抗弁権）のに対して、連帯保証人はこれが言えませんが、つまり、債権者は、本人と連帯保証人に同時に請求できますし、どちらでも回収しやすい方から払ってもらうことができます。

また、一つの借入れに保証人が複数いる場合、通常の保証の場合は返済義務を分担することができます（分別の利益）。例えば、債務者が返済義務を怠り、残額が1000万円の場合、保証人が二人いれば、半分の500万円ずつ責任を負うことになります。これに対して、連帯保証人の場合は、複数いても、それぞれ1000万円全額の支払義務を負うことになります。

このように、連帯保証人は債務者とはほぼ同じ立場に立つこととなりますが、お金を借りる場合（消費貸借

契約）のほか、賃貸借契約でも、保証よりも連帯保証を求められるのが一般的であり、身近な事柄であるともいえます。

Q2

A2

事業に関する借入れの保証人になるのは怖いです。

他人のために保証人になった結果、保証人自身が破産に追い込まれる事例は少なくありません。事業に関する借入れの場合、返済義務を怠った場合に付加される利息（遅延損害金）が年1割以上に設定されているのが一般的であり、知らないうちに債務が膨れ上がっていることがあります。そのような実情を踏まえて、令和2年4月に施行された改正民法では、個人の保証人を保護するための手続が設けられました。

① 事業に関する借入れについて保証人になろうとする人は、公証役場で、保証債務を履行する意思確認を受けなければなりません（保証意思宣明公正証書の作成）。この手続を経ない場合、保証契約は効力を生じません。

② 事業に関する借入れを個人に依頼する場合、債務者は、債務者自身の財産、収支、負債状況について、保証人へ情報提供をしなければなりません。

③ 主債務者の委託を受けて保証人になった場合、債



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

権者に対して、債務の状況や内容に関する情報提供を求めることができます。※保証人が法人の場合も可。

④ 債権者は、主債務の返済が滞った場合（期限の利益を喪失した場合）は、2か月以内に、保証人に通知しなければなりません。この通知をしないときは、保証人に対して、その間の遅延損害金を請求できないこととなります。

Q3 住宅の賃貸借契約の保証人なら高額の支払義務を負うことはなさそうですが……。

A3

保証の範囲は、通常、賃料にとどまりません。物件を明け渡す際の原状回復費用のほか、賃料不払いにより賃貸借契約が解除された後も物件を明け渡さない場合には契約に定めた損害賠償金が発生することになり、これらが積み重なれば高額になってしまいます。

つまり、賃貸借契約に基づく債務は、保証人になる時点ではいくらになるかが分かりません。このような場面の保証を「根保証」といいます。改正民法では、個人を保証人とする根保証について、保証人が支払義務を負う上限（極度額）を設定しなければ、保証契約は無効となるという規定が盛り込まれました。住宅の

賃貸借契約でも、最大どのくらいの責任を負う可能性があるのか（＝極度額）を踏まえて、保証人になっても問題がないか慎重に考えるべきでしょう。

なお、近時は、住宅を借りる際、親族や知人に保証人になってもらう代わりに、賃料保証会社を利用することが増えています。入居者が賃料保証会社に保証料を払い、賃料の不払いなどの際は、賃料保証会社が貸人（大家）に対して代わりに賃料を支払うというものです。

Q4

高齢者が施設に入るときも、身元保証が求められると聞きます。

A4

施設入所のために要求される身元保証は、本人が高齢者であるという特殊性から、緊急連絡先や入居中の対処窓口（おしくなりになったときの引き取りも含む。）としての役割が大きいように思われます。もちろん、施設での費用の不払いについても責任を負うのが一般的でしょう。身元保証を頼める人がいない場合、身元保証サービス業者に依頼をするという選択肢もありますが、賃料保証とは異なり、医療や介護に関する意思決定を担う存在でもあるため、選択は慎重に行う必要があるといわれています。